

## 別紙 2

### 温室用ボイラー運転等管理業務仕様書

この仕様書は、温室用ボイラー運転等管理業務の概要を示すもので、その他軽微なもの、本書に記載のない事項であっても、甲が管理上必要と認め指示する事項については、乙はこれを実施しなければならない。

#### 第 1 業務範囲

温室用ボイラー運転等管理業務

#### 第 2 温度管理対象施設

◎温水ボイラー及び冷温水発生機関係

観覧温室 4,695 m<sup>2</sup>

栽培温室 2,900 m<sup>2</sup>

第 3 作業内容 別記 1 のとおり

第 4 作業日程等 別記 2 のとおり

#### 第 5 作業方法等

- 1 作業の実施に当たっては、常に火災・盗難その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- 2 作業員は、作業に当たり業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- 3 ボイラー運転日誌ほか各記録簿については、定時に記録の上毎日午前 8 時 45 分までに甲の指定した職員まで提出すること。
- 4 温室および付属施設等の運転について、以下の業務を実施すること。
  - (1) 設備・機器の運転の操作、監視及び室温管理を適正に行うとともに、必要に応じて点検保守を行う。
  - (2) 設備に関する非常措置は、委託業務全般とする。
- 5 運転、操作、監視に当たっては、定められた条件を勘案し、安全かつ経済運転に努めるものとする。(大気汚染防止法、ボイラー及び圧力容器安全規則等順守のこと。)
- 6 異常個所及び事故発生時には応急処置をとり、速やかに甲(甲の指定した職員)に連絡すること。
- 7 ボイラー検査について  
労働安全衛生法第 4 1 条第 2 項の定期検査の受検
- 8 煤煙測定について  
大気汚染防止法による煤煙量等の測定を実施すること。